

まちづくり条例に基づく報告書

令和7年 6月 9日

(あて先) 鎌倉市長



住所 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号(東京営業本部)

報告者 氏名 積水ハウス不動産株式会社 支配人 長山 隆

電話 0466 (27) 3377

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。]

次のとおり報告します。

該 当 条 文	☐ 第25条(大規模土地取引行為) ☐ 第26条(大規模開発事業) ☒ 第36条(中規模開発事業) ☐ 第48条(適用除外) ☐ そ の 他 ()
土地所有者	住所：大阪市北区大淀中一丁目1番30号 氏名：積水ハウス不動産株式会社 代表取締役 大高 一朗
土地の所在	鎌倉市長谷二丁目167番26外3筆
面 積	669.46 m ²
報 告 内 容	事業者住所・氏名変更 変更後 住所：東京都渋谷区代々木二丁目1番1号(東京営業本部) 氏名：積水ハウス不動産株式会社 支配人 長山 隆 変更前 住所：東京都渋谷区代々木二丁目1番1号 氏名：積水ハウス不動産株式会社 東京営業本部 執行役員東京営業本部長 長山 隆 変更理由 都市調整課との協議結果、印鑑証明書の住所・氏名と 表記を同一にするため。

(注) 必要に応じて、事業区域案内図、公図の写し、土地の全部事項証明書、土地利用方針図、予定建築物の平面図、立面図(建築物の建築以外を目的とする場合は、造成計画断面図)を添付してください。

中規模開発事業土地利用方針届出書

令和 7 年 5 月 2 日

(宛先) 鎌倉市長

住所 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号（東京営業本部）

事業者 氏名 積水ハウス不動産株式会社 支配人 長山 隆

電話 0466-27-3377

住所 神奈川県大和市大和南一丁目7番11号

代理人 氏名 株式会社 アンバーパートナーズ 石川雅子

電話 046-240-7741（担当：石川）

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。）

鎌倉市まちづくり条例第36条の規定により、次のとおり中規模開発事業の土地利用の方針書を届け出ます。

事業 区 域 の 状 況	事業の目的	■ 区画の分割	用途 区画数	■ 一戸建ての住宅用宅地（ 3 区画）			
		□ 共同住宅 (ワノム建築物を除く)	棟数	□ その他（ ）			
			戸数	階数	高さ		
		□ その他					
	事業区域	地名地番	鎌倉市 長谷二丁目167番26 ほか3筆				
		面積	669.46 m ²	□ 公簿	■ 実測		
	土地利用規制	区域区分	■ 市街化区域 □ 市街化調整区域				
		宅地造成工事規制区域	■ 区域内 □ 区域外				
		風致地区	□ 第 種風致地区 ■ 区域外				
		用途地域	第1種住居地域（容積率200%/建蔽率60%）				
保全対象緑地		□ 区域内（ ） ■ 区域外					
その他	自主まちづくり計画（長谷二丁目地区）						
適 用 区 分	☐ 特定土地利用 ☒ 条例第2条第1項第6号ア ☒ 開発事業に係る土地の面積が500m ² 以上5,000m ² 未満 ☐ 市街化調整区域又は保全対象緑地を含む500m ² 以上2,000m ² 未満 ☐ 条例第2条第1項第6号イ（500m ² 未満） ☐ ワンルーム建築物の建築 ☐ 葬祭場の建築 ☐ 条例第2条第1項第6号ウ（300m ² 以上500m ² 未満） ☐ 建築物の高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のものの建築（共同住宅・区分1） ☐ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築（共同住宅・区分2） ☐ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築（共同住宅以外・区分1） ☐ 建築物の高さが18mを以上のもの又は階数が6以上のものの建築（共同住宅以外・区分2） ☐ 特定斜面地における宅地造成及び斜面地建築物の建築（すべての地域） ☐ 土地に関する区画の分割（すべての地域） ☐ 土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000m ³ 以上のもの（市街化区域） （切土： 85.19 m ³ 、盛土： 5.00 m ³ 合計： 90.19 m ³ ）						

(注) 裏面に記載した図書を添付してください。

中規模開発事業土地利用方針届出書

令和 7 年 5 月 2 日

(宛先) 鎌倉市長

住所 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号

事業者 氏名 積水ハウス不動産株式会社 東京営業本部
執行役員東京営業本部長 長山 隆
電話 0466-27-3377

住所 神奈川県大和市大和南一丁目7番11号

代理人 氏名 株式会社 アンバーパートナーズ 石川雅子
電話 046-240-7741 (担当: 石川)

〔法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

鎌倉市まちづくり条例第36条の規定により、次のとおり中規模開発事業の土地利用の方針書を届け出ます。

事業 区 域 の 状 況	事業の目的	■ 区画の分割	用途 区画数	■ 一戸建ての住宅用地 (3 区画)			
		□ 共同住宅 (ワンルーム建築物を除く)	棟数		階数		
			戸数		高さ		
		□ その他					
	事業区域	地名地番	鎌倉市 長谷二丁目167番26 ほか3筆				
		面積	669.46 m ²	□ 公簿	■ 実測		
	土地利用規制	区域区分	■ 市街化区域 □ 市街化調整区域				
		宅地造成工事規制区域	■ 区域内 □ 区域外				
		風致地区	□ 第 種風致地区 ■ 区域外				
		用途地域	第1種住居地域 (容積率200 %/建蔽率60%)				
保全対象緑地		□ 区域内 () ■ 区域外					
	その他	自主まちづくり計画 (長谷二丁目地区)					
適 用 区 分	□ 特定土地利用						
	■ 条例第2条第1項第6号ア						
	■ 開発事業に係る土地の面積が500m ² 以上5,000m ² 未満						
	□ 市街化調整区域又は保全対象緑地を含む500m ² 以上2,000m ² 未満						
	□ 条例第2条第1項第6号イ (500 m ² 未満)						
	□ ワンルーム建築物の建築						
	□ 葬祭場の建築						
	□ 条例第2条第1項第6号ウ (300 m ² 以上 500 m ² 未満)						
	□ 建築物の高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のものの建築 (共同住宅・区分1)						
	□ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅・区分2)						
□ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅以外・区分1)							
□ 建築物の高さが18mを以上のもの又は階数が6以上のものの建築 (共同住宅以外・区分2)							
□ 特定斜面地における宅地造成及び斜面地建築物の建築 (すべての地域)							
□ 土地に関する区画の分割 (すべての地域)							
□ 土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000m ³ 以上のもの (市街化区域)							
(切土: 85.19 m ³ 、盛土: 5.00 m ³ 合計: 90.19 m ³)							